

## 病児保育事業のご案内

平山こどもクリニック(有田川町)に併設して、病児保育室「こぐまクラブ」が開設されました♪

### 病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期～回復期にあたり家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

\*医師により受入が不可能と判断された場合には利用できない場合があります。

### 対象（下記のいずれにもあてはまる子ども）

- ①有田川町・湯浅町・広川町に住所を有していること。
  - ②生後6月～小学3年生まで
  - ③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。
- ※3町以外に住所を有している児童も、受入状況に空きがあり実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、町外階層の利用料で利用することができます。

### 対象となる病気

- ①風邪、下痢（腸炎）等、子どもが日常的にかかる疾患  
（脱水症状はないが保育所等に連れていけないとき）
- ②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染性疾患（麻疹を除く）  
（急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所等へ行けないとき）
- ③喘息などの慢性疾患  
（呼吸困難は強くないが、保育所等には連れていけないとき）
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患  
（症状が固定しても、保育所等には連れていけないとき）

### 利用料金

世帯の課税状況によります

階層	世帯区分	利用料
A階層	3町内の生活保護世帯	無料
B階層	3町内の前年度分の市町村民税非課税世帯	1日 1,000円（半日 500円）
C階層	3町内のA階層・B階層を除く世帯	1日 2,000円（半日 1,000円）
町外	3町以外に住所を有する児童	1日 4,000円（半日 2,000円）

### 利用時間

午前8時30分から午後5時30分まで（土曜・日曜・祝日・その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。）

### 利用手続き

各町役場での事前登録が必要です。 ※登録用紙については、各町役場の他、各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

詳しくは、有田川町役場こども教育課 こども教育班まで ☎52-2111（内線82214）  
湯浅町役場健康福祉課 児童係まで ☎64-1120（健康福祉課直通）  
広川町役場住民生活課 保健福祉班まで ☎63-1122（内線143）  
病児保育室「こぐまクラブ」 ☎52-8667